

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

ソニー株式会社(以下「当社」)のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、以下「(2)コーポレートガバナンスコードの各原則にもとづく開示」のうち「【原則3-1 情報開示】(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」に記載のとおりです。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(1)コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由

当社は、コードの各原則を全て実施しております。なお、当社のコーポレートガバナンスの概要については、以下のウェブサイトをご参照ください。

コーポレートガバナンス:

[http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr\\_report/governance/](http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/governance/)

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(2)コーポレートガバナンス・コードの各原則にもとづく開示

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社及び当社の子会社(「以下総称して「ソニー」又は「ソニーグループ」)は、ソニーグループの事業ポートフォリオの拡充及びソニーグループにおける関連事業推進・関係強化等を目的として上場会社の株式を取得又は保有する場合があります。このうち、子会社を除く上場会社株式の保有に関する方針及び議決権行使の基準は以下のとおりです。

〈上場株式の政策保有に関する方針〉

当社は、上場会社の株式の取得にあたっては、適切な手続きを経て十分に検討した上で、保有意義及び経済合理性が十分認められるものに限って、取得を決定することとしています。また、保有している上場会社株式については、取引上の重要性(見込んでいた協業の進捗や今後の見通しを含む)と株式保有がかかる取引に与える影響をレビューするとともに、当該上場会社の財務状況の検証を通じて、定期的に投資の評価を行い、保有継続等に関する決定を行っており、主要な政策保有に関するこれらの評価及び決定については取締役会に適宜報告を行うものとしています。

〈政策保有株式に係る議決権行使基準〉

当社は、議決権行使を通じて、当該上場会社の企業価値、ひいては当社の企業価値を向上させることが重要であるとの認識の下、当該上場会社の株式に係る議決権の行使にあたり、当該株式の保有意義・経済合理性等とあわせて、各議案の内容を十分に検討した上で、当該上場会社の中長期的な企業価値向上に資するような議決権行使を行うべく、適切に行使の内容を決定することとしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会決議により、当社の役員・社員がソニーグループとの利益相反を生じる、あるいは生じる恐れのある行為を行うことを禁止する旨をその行動規範の一つとして定めております。その遵守に向けた一環として、当社の役員に対して、当社又はソニーグループ会社との間の取引又は金銭債務(いわゆる関連当事者間取引)の有無について、本人だけでなくその親族等にかかるものも含め、定期的に確認しています。また、当社による当社役員との取引については、法令や取締役会規定その他社内規程に則り、取締役会における承認を得ることとしています。その承認にあたり、取締役会は、それらの取引が当社自身や株主共同の利益を害することのないよう、取引の重要性やその性質とともに法令や取締役会規定その他社内規程における要請事項について必要な確認を行った上で承認するものとしています。

【原則3-1 情報開示】

(i)経営理念等や経営戦略、経営計画

当社のミッション、グループ中期経営方針、各セグメントの事業戦略、創業者の理念等については、以下のウェブサイトをご参照ください。

ソニーについて:

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/>

経営方針:

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/strategy/>

Sony IR Day:

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/irday/>

創業者理念とCSRに対する考え方:

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr/vision/index.html>

設立趣意書:

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/CorporateInfo/History/prospectus.html>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指した経営を推進するための基盤としてコーポレートガバナンスが極めて重要なものであるとの考えの下、コーポレートガバナンス体制の構築とそのさらなる強化に取り組んでいます。

この目的を踏まえ、次の二つを実施することで、効率的なグループ経営の実現に継続的に取り組んでいます。

(a) 執行側から独立した社外取締役が相当数を占める取締役会が、指名、監査及び報酬の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持する。

(b) 取締役会がグループ経営に関する基本方針その他重要事項について決定するとともに、執行役に対して、それぞれの責任範囲を明確にした上で業務執行に関する決定権限を大幅に委譲することにより迅速な意思決定を可能にする。

上記に照らして、当社は、会社法上の「指名委員会等設置会社」を経営の機関設計として採用しており、法令に定められた要件に加え、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性や活発な議論を可能にする規模の維持・確保のための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などの独自の工夫を追加しています。

当社のガバナンスの詳細につきましては当社のCSRレポートをご参照ください。

[http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr\\_report/](http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/)

(iii) 執行役及び取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

〈執行役の報酬方針・手続〉

執行役がソニーグループの業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、企業価値の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブとして適切なバランスを保持した上で、有効に機能させることを執行役の報酬決定に関する基本方針としています。執行役の報酬は、定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬及び株式退職金\*により構成し、その内容については、業績及び株主価値への連動を重視し、報酬の相当部分を変動報酬とするとともに、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じ適切に設定するよう、前述の方針に沿って報酬委員会で検討・決定しています。なお、業績連動報酬については、営業利益等のグループ連結業績及び担当職務に関する業績達成度を支給内容決定の基礎とし、標準支給額に対し原則0%から200%の範囲で支給額が変動するものとしています。

〈取締役の報酬方針・手続〉

取締役の主な職務がグループ経営に関する基本方針その他重要事項について決定するとともにソニーグループ全体の経営に対する監督を行うことであることに鑑み、グローバル企業であるソニーグループの経営における取締役会の機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その機能を有効に機能させることを取締役の報酬決定に関する基本方針としています。取締役の報酬は、定額報酬及び株式退職金\*により構成し、その内容については、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、適切に設定するよう、前述の方針に沿って報酬委員会で検討・決定しています。また、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬は支給しておりません。

\* 株式退職金: 在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを取締役/執行役に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額を株式退職金として支給しています。退任する取締役/執行役は、この支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとしています。

(iv) 執行役の選任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

〈執行役の選任方針・手続〉

取締役会は、執行役の選解任及び担当領域の設定を必要に応じて随時行うものとしています。その実施にあたって、取締役会(特に社外取締役)は、執行役候補者が当社の業務執行において期待される役割に照らして望ましい資質や経験、実績を有しているかの議論、検討を行った上で、適任と考えられる者を選任しています。

〈取締役候補の選任方針・手続〉

取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために、取締役会の相当割合を、法令及び取締役会規定に定める資格要件を満たす社外取締役が構成するよう指名委員会において取締役会の構成に関する検討を重ねております。その上で、指名委員会において、各人のこれまでの経験、実績、各領域での専門性、国際性といった個人の資質や取締役として確保できる時間の有無、当社からの独立性に加え、取締役会における多様性の確保、取締役会の適正規模、取締役会に必要な知識・経験・能力などを総合的に判断し、ソニーグループの企業価値向上を目指した経営を推進するという目的に照らして適任と考えられる候補者を選定しています。

(v) 執行役の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、かかる選任・指名にあたって株主の皆様を始めとする当社のステークホルダーに対して十分に説明を行うことを旨としています。個々の選任・指名については、当社のプレスリリース、株主総会招集ご通知に記載のとおりです。詳細は以下をご参照ください。

最新のニュースリリース

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/News/Press/Group/>

株主総会

[http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders\\_meeting/](http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders_meeting/)

【補充原則4-1-1 執行役に対する委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、グループ経営に関する基本方針その他経営上特に重要な事項について決定するとともに、経営に関する迅速な意思決定を可能にすべく、執行役に対して、それぞれの責任範囲を明確にした上で業務執行に関する決定権限を大幅に委譲しています。当社の取締役会における決議事項や報告事項については以下のウェブサイトに記載のとおりです(以下の取締役会規定の別表ご参照)。

ソニー株式会社取締役会規定:

[http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr\\_report/governance/BoardCharter\\_J.pdf](http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/governance/BoardCharter_J.pdf)

#### 【原則4-8 独立社外取締役に関する考え方】

当社は、各社外取締役が、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与することを期待しております。かかる期待を踏まえた独立社外取締役を含む取締役候補の選任方針・手続については、上記原則3-1(iv)「執行役の選任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続」に記載のとおりです。なお、現在、取締役会は11名の取締役で構成されており、そのうち8名が社外取締役です。指名委員会は4名の委員のうち3名、報酬委員会は3名の委員のうち2名、監査委員会は委員全員が社外取締役です。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社が取締役に関して定める資格要件の概要は次のとおりです。現時点での在任社外取締役・非業務執行取締役は、いずれも取締役会規定に定める以下の資格要件を満たしており、かつ社外取締役のいずれについても、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届出を行っております。

##### <取締役共通の資格要件>

- ・ ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社(以下「競合会社」)の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- ・ 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- ・ そのほか、取締役としての職務を遂行する上で、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

##### <社外取締役の追加資格要件>

- ・ 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金又は選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12か月間において12万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領していないこと。
- ・ ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上上の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方】

取締役会全体としてのバランス、多様性、規模等を踏まえた取締役候補の選任方針・手続については、上記原則3-1(iv)「執行役の選任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続」に記載のとおりです。また、取締役の員数は、当社取締役会規定において10名以上20名以下としています。

#### 【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

取締役の兼任状況は、直近の株主総会招集ご通知及び有価証券報告書に記載のとおりです。詳細は、以下をご参照ください。

株主総会:

[http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders\\_meeting/](http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders_meeting/)

有価証券報告書等:

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/yu.html>

#### 【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価結果の概要】

##### <実効性評価に関する当社の考え方>

当社は、ソニーグループの企業価値向上を目指した経営を推進すべく、継続的に取締役会及び各委員会の機能及び実効性の向上に取り組むことが重要であると考えています。この取組みの一環として、当社は、原則として年に1回以上、かかる実効性評価を実施します。

##### <実効性の評価プロセス>

2015年6月の定時株主総会で選任された取締役により構成される取締役会は、社外取締役である取締役会議長を中心に、取締役会・各委員会の実効性の評価を、以下のプロセスにて実施しました。

- ・ 取締役会の構成、運営、取締役自身のコミットメント、各委員会の活動等について全取締役によるアンケート形式による評価を実施。
- ・ 上記アンケート形式による評価をもとに、取締役会議長、各委員会議長、CEOその他の取締役によるさらなる評価を個別インタビュー形式にて実施。
- ・ これらの評価の結果について、取締役会議長を中心に、国内外のコーポレートガバナンスに高い知見を持つ外部専門家を交えて分析を実施。
- ・ その分析結果にもとづき、取締役会・各委員会の実効性の評価の取締役会への報告及びそれを踏まえた機能向上策について、取締役会において審議及び確認。

##### <評価結果の概要>

上記検討の結果、取締役会及び各委員会の実効性は十分に確保されていると評価しました。同時に、一部の取締役からは、取締役会の構成、取締役会の開催頻度や議題の選定、また中長期戦略検討やリスク管理への取締役会や各委員会の関与に関して建設的な意見が提示されました。

##### <今後の取組み>

ソニーグループの企業価値向上を目指した経営をさらに推進すべく、今回の取締役会及び各委員会の実効性評価結果及びかかるプロセスの中で各取締役から提示された多様な意見を踏まえて、継続的に取締役会及び各委員会の機能向上に取り組んでまいります。

#### 【補充原則4-14-2 取締役等に対するトレーニングの方針】

当社は、新任取締役に対して、就任後速やかに、担当執行役又は外部専門家により、取締役や委員として求められる役割と責務(法的責任を含む)を主軸に置いたオリエンテーションを実施し、さらに、新任社外取締役に対しては、当社の事業・財務・組織・体制等に関するオリエンテーションを実施しています。

また、就任後においても、社内規定にもとづきコンプライアンスに関する研修を行うとともに、会社の事業等に関する状況を含め、その役割と責務

を果すために必要な知識について、適宜、提供し、更新する機会を設けています。

【原則5-1、補充原則5-1-2 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主や投資家の皆様との信頼関係を醸成し、企業価値の最大化を図るために、適時かつ公正な情報開示を行うこと、正確な情報を分かりやすく表現すること、開示情報の充実を図ることをIR活動の基本方針とし、株主及び投資家の皆様との建設的な対話に努めております。

かかるIR活動を担当する執行役として、取締役会の決議によりCFOを指定し、CFOの下、IR担当部署が株主及び投資家の皆様との建設的な対話の促進に取り組んでいます。IR担当部署では、その取組みの一環として、投資家説明会、経営方針説明会、IR Dayを始めとする事業説明会など個別面談以外の対話の手段・機会の充実に向けた施策の実施、株主や投資家の皆様との対話を補助するために必要な情報を当社内で収集するための連携の実現、及び対話において把握した株主や投資家の皆様の意見・懸念の検討ならびにそれらに関する担当執行役・取締役会への適切なフィードバックの実施等を行います。

また、株主や投資家の皆様との対話にあたっては、インサイダー情報を伝達しないことをその方針とし、伝達する内容については、IR担当部署が、事前に法務等の関連部署や外部専門家と適宜確認することとしています。

当社のIR活動の詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

投資家情報：  
<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Citibank as Depository Bank for Depository Receipt Holders	111,327,333	8.82
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	66,962,854	5.30
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	56,645,100	4.49
JPMorgan Chase Bank 380055	39,736,976	3.15
State Street Bank and Trust Company	28,167,322	2.23
The Bank of New York Mellon SA/NV10	20,653,697	1.64
State Street Bank West Client - Treaty 505234	18,696,404	1.48
State Street Bank and Trust Company 505223	16,922,595	1.34
State Street Bank and Trust Company 505225	16,442,261	1.30
Goldman, Sachs & Co. Reg	15,803,491	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1) 上記の【大株主の状況】は、2016年3月31日現在のものです。なお、上記【支配株主(親会社を除く)の有無】及び【親会社の有無】についても2016年3月31日現在で判断しています。
- (2) Citibank as Depository Bank for Depository Receipt Holders はADR(米国預託証券)の受託機関であるCitibank, N.A.の株式名義人です。
- (3) 三井住友信託銀行株式会社が提出した2014年4月4日付の大量保有報告書の写しが当社に送付され、同社他2社が2014年3月31日付で、52,312千株(株券等保有割合5.04%)の当社株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
- (4) ブラックロック・ジャパン株式会社が提出した2014年7月22日付の大量保有報告書の写しが当社に送付され、同社他2社が2014年7月15日付で、52,314千株(株券等保有割合5.01%)の当社株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
- (5) 2016年5月20日付で公衆の縦覧に供されている大量報告書の変更報告書において、Capital Research and Management Companyが2016年5月13日付で、86,520千株(株券等保有割合6.85%)の当社株式を保有している旨が記載されていますが、当社として実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社のうち、上場子会社は、2007年10月に東京証券取引所市場第一部に上場したソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(以下「SFH」)及び2015年12月に東京証券取引所マザーズに上場したソネット・メディア・ネットワークス株式会社(以下「SMN」)の二社です。SFHは、主に保険業法及び銀行法の規定にもとづく子会社であるソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社等を傘下に有しています。金融持株会社であるSFHは、ソニーのコア事業であるエレクトロニクス、ゲーム、エンタテインメントとは事業上の関連性は薄く、また厳格な法的規制及び監督を受けている中で、経営面でもソニーからの高い独立性を保ちつつ事業を行っています。

SMNは、マーケティングテクノロジー事業を展開しており、当社は、ソニーグループ内の連携については引き続き取り組む一方で、独立の事業体として同社の経営の自主性・中立性を尊重しています。

ソニーとしては、SFH及びSMNが独自の運営形態・成長戦略により、企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からより望ましいと考えております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数 <span style="background-color: #d9ead3;">更新</span>	11名

#### 【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 <span style="background-color: #d9ead3;">更新</span>	8名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #d9ead3;">更新</span>	8名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永山 治	他の会社の出身者											
二村 隆章	公認会計士											
原田 泳幸	他の会社の出身者											
伊藤 穰一	他の会社の出身者											
松永 和夫	その他											
宮田 孝一	他の会社の出身者											
John V. Roos (ジョン・ルース)	弁護士											
桜井 恵理子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
永山 治	○			○	—	グローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、2010年6月より当社社外取締役を務めています。

						社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
二村 隆章			○	○	——	公認会計士としての監査実務経験、内部統制に関する専門性や国際性に加え、監査法人の経営にも携わった経験を有し、2012年6月より当社社外取締役を務めています。 社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
原田 泳幸		○		○	——	グローバル企業における豊富な経験、IT及びコンシューマービジネスの経営に関する幅広い見識を有し、2013年6月より当社社外取締役を務めています。 社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
伊藤 穰一				○	——	インターネット企業創業やベンチャーキャピタリストとしての幅広い経験に加え、オープン・イノベーションに関する深い造詣を有し、2013年6月より当社社外取締役を務めています。 社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
松永 和夫			○	○	——	経済産業省における職務を通じて培った、グローバルな産業界・行政分野における豊富な経験と深い見識を有しており、2014年6月より当社社外取締役を務めています。 社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
宮田 孝一	○			○	——	銀行経営に関する豊富な経験と深い見識を有しており、2014年6月より当社社外取締役を務めています。 社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
John V. Roos (ジョン・ルース)	○	○		○	——	企業法務・証券法関連の弁護士、テクノロジー分野に強みをもつ大手弁護士事務所のCEOやシリコンバレーを拠点とする大手企業に対するアドバイザーなどの豊富な経験に加え、元駐日米国大使としてビジネスや行政、国際渉外に精通しており、2014年6月より当社社外取締役を務めています。 社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
桜井 恵理子			○	○	——	グローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、2014年6月より当社社外取締役を務めています。 社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、したがって、独立性



を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

## 【各種委員会】

### 各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

## 【執行役関係】

執行役の人数 **更新** 11名

### 兼任状況 **更新**

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
平井 一夫	あり	あり	○	×	なし
吉田 憲一郎	あり	あり	×	○	なし
鈴木 智行	なし	なし	×	×	なし
神戸 司郎	なし	なし	×	×	なし
今村 昌志	なし	なし	×	×	なし
石塚 茂樹	なし	なし	×	×	なし
アンドリュー・ハウス	なし	なし	×	×	なし
マイケル・リントン	なし	なし	×	×	なし
高木 一郎	なし	なし	×	×	なし
十時 裕樹	なし	なし	×	×	なし
安部 和志	なし	なし	×	×	なし

## 【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

### 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会を補佐する者は当社の使用人であり、その選任及び解任につき監査委員会の同意を要します。また、この者の業績評価は監査委員会が行います。なお、この者は、監査委員会の監督に服し、ソニーグループの業務の執行にかかわる役職を兼務しません。

### 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人の報酬、非監査業務、監査パートナーの交代等につき事前に承認しています。会計監査人は、自らの監査体制及び監査計画の内容、当社の四半期連結決算のレビュー、会計監査及び財務報告に係る内部統制監査の経過と結果等につき、監査委員会において定期的に報告しています。さらに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査委員と会計監査人は、必要に応じて監査委員会の開催に先立ち、会計、財務報告及び会計監査人が行う監査等ならびに会計の専門的な問題について確認するための会合を開催しています。

また、当社が設置している内部監査部門は、国内外の主要グループ会社に設置されている内部監査部門を統括することによりグローバルに統制のとれた内部監査活動を展開しています。内部監査部門は正式の監査委員会における監査結果の報告に加え、適時、監査委員や監査委員会を補佐する者との会議において監査の状況を報告しています。なお、内部監査部門の独立性強化のため、同部門責任者の任免について監査委員会の同意を必要としています。



## 【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

8名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。独立性基準のうち「取引」に関しては、当社の取締役会規定に定める社外取締役の資格要件（「ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上上の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと」）を踏まえて、当社との取引額が取引先の年間売上上の2%を超える当該取引先の業務執行者又はその出身者かどうかという基準にもとづいて判断しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明 **更新**

業績連動報酬（執行役のみが対象）につきましては、営業利益等のグループ連結業績及び担当職務に関する業績達成度を支給内容決定の基礎とし、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で支給額が変動するものです。ストックオプションにつきましては、2015年度に発行された新株予約権の目的である株式の総数は2,342,000株でした。また、その個人別付与数につきましては、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じ適切な付与数を決定しております。そのほかに、株価に連動した株式退職金制度を導入しております。具体的には在任年度ごとに報酬委員会で定められるポイントを付与し、その累積数に退任時の当社普通株式の株価を乗じて算出される金額を退職金とします。退任取締役・執行役は、この支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとなります。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

### 該当項目に関する補足説明 **更新**

ソニーグループの業績と対象者の受ける利益とを連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的としておりますので、当社の執行役・従業員のみではなく、主要な子会社の取締役・従業員も付与対象者としております。

## 【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

（個別の執行役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

### 該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬額につきましては事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されております。次のURLをご参照ください。なお、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役・執行役の報酬の個別開示を行っております。

[http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders\\_meeting/Meeting99/99\\_ogm\\_J.pdf](http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders_meeting/Meeting99/99_ogm_J.pdf)

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/index.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

上記「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 ■1. 基本的な考え方 (2)コーポレート・ガバナンス・コードの各原則にもとづく開示」のうち、「【原則3-1 情報開示】 (iii) 執行役及び取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」に記載のとおりです。

## 【社外取締役のサポート体制】

当社では、取締役会の運営を担う専属機関として取締役会事務局を設置しています。取締役会事務局は、取締役の執務参考資料として、経理情報、組織図、プレスリリース、マネジメント活動、アナリストレポートや格付けレポートなどの情報を随時送付しており、取締役会前には事前の議題説明に加え、取締役会開催の前日までに資料の事前配布を行うとともに、案件によっては、臨時ミーティングや説明会を開催し、取締役に詳細説明をしています。また、当日欠席した社外取締役に對して後日取締役会において決議された内容等の説明を行っています。取締役会事務局の中には、指名委員会事務局、監査委員会事務局及び報酬委員会事務局を設置し、各委員会にかかる事前の議題説明や資料送付、会議の運営を担当しています。また、取締役会、各委員会の職務遂行上の必要に応じて、事務局は外部コンサルタントや社外弁護士、その他の専門家を利用することにより取締役の情報収集をサポートしています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、及び取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、ならびに取締役会で選任された執行役を設置しています。これらの法定機関に加え、特定の担当領域において業務を遂行する執行役員を設置しています。

<各機関の主な役割>

### ■取締役会

- ・ソニーグループの経営の基本方針の決定
- ・ソニーグループの業務執行の監督
- ・各委員会メンバーの選定・解職
- ・執行役の選解任及び代表執行役の選定・解職

### ■指名委員会

- ・取締役の選解任議案の決定
- ・CEO及び執行役ならびにそれらに準ずる者の後継者計画の評価

### ■監査委員会

- ・取締役・執行役の職務執行の監査
- ・会計監査人の選解任・不再任にかかる株主総会議案の内容の決定、報酬の承認ならびに監査の方法及び結果の相当性の評価等を通じての会計監査人の監督

### ■報酬委員会

- ・取締役、執行役、執行役員個人の別報酬の方針、ならびにかかる方針にもとづく取締役及び執行役個人の別報酬の額及び内容の決定
- ※報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬に関して、前述のとおり、基本方針を定めております。なお、この基本方針につきましては、株主へ送付した「第99回定時株主総会招集ご通知」に添付の事業報告においても開示しています。この事業報告は以下のWebサイトにてご覧頂けます。  
[http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders\\_meeting/Meeting99/99\\_ogm\\_J.pdf](http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders_meeting/Meeting99/99_ogm_J.pdf)

### ■執行役

- ・取締役会から授権された範囲での、ソニーグループの業務執行の決定及び遂行

### ■執行役員

- ・ビジネスユニット、本社機能、研究開発など、特定領域についての取締役会及び執行役が決定する基本方針にもとづく担当業務の遂行

<ソニー独自の工夫>

当社では、ガバナンス強化のため、法令に定められた要件に加え、取締役会の執行側からの独立性や活発な議論を可能にする規模の維持・確保のための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などを取締役会規定に盛り込み、制度化しています。その主なものは、以下のとおりです。

- 取締役会議長・副議長と代表執行役の分離
- 社外取締役の再選回数の制限
- 各委員会議長の社外取締役からの選定
- 利益相反の排除や独立性確保に関する取締役の資格要件の制定
- 指名委員会の1名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 原則として報酬委員の1名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 報酬委員へのソニーグループのCEO、COO及びこれに準ずる地位を兼務する取締役の就任禁止
- 原則として監査委員の他の委員会メンバーとの兼任禁止
- 取締役の員数を10名以上20名以下とすること

<社外取締役の役割、機能、選任状況に関する考え方>

当社は、独立性に関して当社が独自に定める要件を満たした各社外取締役が、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与することを期待しています。また、各社外取締役は、これらの期待を踏まえて、取締役としての役割・責務を果たしており、当社として社外取締役の選任方針及び選任状況は適切と認識しています。

<責任限定契約>

当社は、定款の規定にもとづき、社外取締役全員及び業務執行取締役でない取締役1名との間で責任限定契約を締結しております。それぞれ締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

- ・社外取締役及び業務執行取締役でない取締役は、この契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害

賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

・ 社外取締役又は業務執行取締役でない取締役の任期満了時において、再度当社の社外取締役又は業務執行取締役でない取締役に選任され就任したときは、この契約は何らの意思表示を要せず当然に再任後も効力を有するものとする。

<会議体の開催状況及び社外取締役の活動状況>

2015年度の1年間(2015年4月1日～2016年3月31日)において、取締役会は8回、指名委員会は5回、監査委員会は6回、報酬委員会は5回開催されました。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2003年に商法(当時)上の「委員会等設置会社」へ移行する前から独自に導入してきた執行役員制、指名委員会・報酬委員会制度、取締役会議長とCEOの分離、取締役会の監督機能の強化及び執行責任の明確化と一層の権限委譲の実現により、ソニーグループのコーポレートガバナンスのさらなる強化を図ってまいりました。同様の趣旨から、2003年6月に改正商法下の「委員会等設置会社」に移行し、2006年5月1日に施行された会社法の制度下でも、「委員会設置会社」(2015年5月1日に施行された改正会社法により「指名委員会等設置会社」に名称変更)形態を現時点において最も適切な機関設計として採用・維持しています。また、当社は、独立性に関して当社が独自に定める要件を満たした各社外取締役が、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与することを期待しています。また、各社外取締役は、これらの期待を踏まえて、取締役としての役割・責務を果たしており、当社として社外取締役の選任方針及び選任状況は適切と認識しています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前を目処としています。
集中日を回避した株主総会の設定	会場確保の都合により変動しますが、集中日の1週間前の開催を目処としています。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を実施しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加するとともに、海外及び国内機関投資家(実質株主)に対する議決権行使促進活動を実施しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は、和・英ともにホームページに掲載しています。以下URLをご参照ください。 <a href="http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/investors/meeting.html">http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/investors/meeting.html</a> (和文) <a href="http://www.sony.net/SonyInfo/IR/investors/meeting.html">http://www.sony.net/SonyInfo/IR/investors/meeting.html</a> (英文)
その他	「1. 総会当日に出席できない株主が、できる限り多く決議に参加できるようにする。2. 総会当日出席株主と経営陣との直接のコミュニケーションを図る。」を株主総会の基本方針とし、株主が発言しやすい環境作りに努めるとともに、総会当日に出席できない株主向けにインターネットによるライブ中継を実施しています。 また、2003年からは、総会前日までの議決権行使における賛否の内訳を当日の議案採決の際にスクリーンに表示するなど、透明性の高い総会運営に努めています。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ソニーグループ行動規範」にて、情報開示に関して規定しています。「ソニーグループ行動規範」の「3-5 企業情報開示」については以下URLをご参照ください(なお、本報告書の別添1としても開示しています)。 <a href="http://www.sony.co.jp/code/">http://www.sony.co.jp/code/</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を不定期に開催。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日に当社マネジメントによるアナリスト・機関投資家向けの業績説明会を開催しています。この他、IRのスタッフによる国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日に当社マネジメントによる海外アナリスト・機関投資家向けに業績に関するコンファレンスコール(電話を使った説明会)を実施しています。また、年に数回、CFOやIR責任者などによる欧米ロードショー(欧米の機関投資家訪問)のほか、ニューヨーク及びロンドンに設置しているIRオフィスのスタッフによるアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにてIR資料を掲載しています。 <a href="http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/">http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/</a> IR資料として、決算情報(決算短信、業績発表文及び補足資料過去の財務データ、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知、本報告書等)、アナリスト・機関投資家、株主にとって有益と考えられる情報を掲載しています。また、上記URLにて業績説明会、経営方針説明会のウェブキャストを公開しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	ソニー株式会社 代表執行役 副社長兼CFO吉田 憲一郎 事務連絡責任者: 執行役員 村上 敦子	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「ソニーグループ行動規範」にて、ステークホルダーの関心への配慮について規定しています。「ソニーグループ行動規範」の「1-2 ステークホルダーとの関係」については以下URLをご参照ください。</p> <p><a href="http://www.sony.co.jp/code/">http://www.sony.co.jp/code/</a></p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境保全、CSR活動の推進を担当する部署を設置し、活動方針の立案やソニーグループ全体への浸透、ステークホルダーとのコミュニケーションを行うほか、CSR情報開示として、ウェブ上でのCSRレポート公開などを行っています。CSRレポートは以下URLをご参照ください。</p> <p><a href="http://www.sony.co.jp/csr/">http://www.sony.co.jp/csr/</a></p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>「ソニーグループ行動規範」にて、情報開示や公的発言などに関して規定しています。「ソニーグループ行動規範」の「3-5 企業情報開示」「4-4 メディアとの関係と公的発言」については以下URLをご参照ください。</p> <p><a href="http://www.sony.co.jp/code/">http://www.sony.co.jp/code/</a></p>
その他	<p>取締役11名のうち、1名が女性です。</p> <p>女性の活躍に向けた取り組みについて： ソニーは創業以来、社員一人ひとりの個性を尊重し、その能力を最大限に発揮できる組織風土を大切にしています。経営方針の一環として、「ダイバーシティ方針」を策定し、健全な職場環境の整備と多様な人材の採用・育成・登用により、グループ全体でダイバーシティを推進しています。</p> <p>ソニーにおいては、1970年代に初の統括課長や海外赴任者が誕生するなど女性は早期から活躍していますが、日本において工学系、理学系を専攻する女性比率が低いという実情も相まって、技術者が多数を占めるエレクトロニクス事業では、男性社員比率が相対的に高くなっています。当社では女性管理職比率を2020年度末15%以上とする目標を掲げ、女性社員の積極的な採用・活躍推進・登用のために、女性社員の活躍推進に焦点を当てた職場環境の整備、女性社員の継続的育成（女性リーダーの育成やキャリアアップを後押しする研修、女性社員を対象とした座談会や交流会など）、女性社員の採用活動強化の取り組みや、次世代育成のための女子学生向けサイエンスプログラムの実施などの施策を行っています。</p> <p>また、当社は、2016年4月28日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく厚生労働大臣認定のうち、(1)採用、(2)継続就業、(3)労働時間等の働き方、(4)管理職比率、(5)多様なキャリアコース 5つの評価項目すべてにおいて企業に求められる要件を満たし、女性の活躍推進が優良な企業として最上位の認定を取得しました。</p> <p>「ダイバーシティ方針」をはじめとするソニーのダイバーシティに対する考え方については以下URLをご参照ください。</p> <p><a href="http://www.sony.co.jp/SonyInfo/diversity/">http://www.sony.co.jp/SonyInfo/diversity/</a></p>



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載の「1. 基本的な考え方」の下、2006年4月26日開催の取締役会において、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる当社及びソニーグループの内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項（損失の危険の管理に関する規程その他の体制を含む）につき、現体制を確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。また、2009年5月13日及び2015年4月30日開催の取締役会において、かかる体制を改定・更新し、現体制がかかる体制に沿っていることを確認のうえ、引き続き継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。2015年4月30日開催の取締役会において確認・決議された内容は、以下のWebサイトで公開しています。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/tousei.html>

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「ソニーグループ行動規範」に則り、法令・社内規則を遵守し、誠実で倫理的な事業活動を行うことを基本方針とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨み、関係排除に取り組んでいます。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係排除については、法令及び企業倫理に則り対応することが極めて重要であるとの観点に立ち、当社では、上記の「ソニーグループ行動規範」をソニーグループの役員・社員へ継続的に周知・徹底し、啓発活動や研修を定期的に行い、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組んでいます。また、グループ共通の重要な方針・規則の整備の一環として、ソニーグループの事業がマネー・ロンダリングに巻き込まれるリスクを予防するための規則・手続（顧客確認 - Know Your Customer - プログラムの実施など）を整備の上で実施しており、その他マネー・ロンダリング対策にも取り組んでいます。さらに、法令・社内規則違反に関する報告や問題提起を奨励するための内部通報制度を整備し、グループ全体に導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための一翼を担っています。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

現時点で、買収防衛策は導入していません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

### 【米国企業改革法に関するガバナンス】

当社は、米国証券取引委員会（SEC）に登録しているため、米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act：SOX法）の適用を受けます。SOX法にもとづく義務の1つとして、当社のCEO及びCFO（以下「マネジメント」）は、SECに提出する年次報告書Form 20-Fに、財務諸表の適正性、情報開示に関する統制と手続き、及び財務報告に係る内部統制に関する所定の事項の証明書添付義務があります。当社では、「情報開示に関する統制と手続き（Disclosure Controls and Procedures）」として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保に関し、ソニーグループ本社機能の主要部分を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、マネジメントを補佐しています。また、2006年度からは、財務報告に係る内部統制に関するマネジメントの報告書をForm 20-Fに含めることも義務付けられました。これを遵守するため、当社は、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価する、ソニーグループ本社機能の主要部分を所管する責任者により構成される組織横断的な運営委員会を設置しました。そして、評価の結果、マネジメントは、2015年3月31日時点におけるソニーにおける財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至りました。

### 【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、下記のとおりです。

#### 記

ソニー株式会社では、ソニー株式会社及びその連結子会社（以下、併せて「ソニー」）に関する重要な情報に関し、公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、別添1に記載のとおり、ソニー全体に適用されるソニー行動規範において、企業情報開示に関するグループとしての指針を定めている。また、ソニー株式会社は、多数の連結子会社・関連会社を有し国内・海外においてビジネスを展開しているため、広範囲にわたる適時開示すべき会社情報を、正確かつ迅速に収集し検討するプロセスを構築することが肝要であると認識している。これらを実現するための具体的な仕組みとして、「会社情報の適時開示に関する統制と手続き（ディスクロージャー・コントロール・アンド・プロセス）」（以下、「DCP」）を構築している。この仕組みにもとづくソニーの情報開示に係る体制は、以下のとおりである。

#### 1. DCPの目的

DCPは、ソニー株式会社が開示する会社情報が、本邦金融商品取引法及び米国証券取引所法（それらにもとづく政令、府令、規則及びガイドラインなどの下位規範を含む。）、ならびに米国証券取引委員会、東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所が定める規則・基準・様式（以下、併せて「関連法規制」）に則って、適時かつ正確に記録、処理、要約、報告されていることを保証するために、設計及び採用されている。DCPは、ソニーが、関連法規制、さらにはソニー株式会社が株式を上場している東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所において適用される上場維持基準を遵守していることを保証するためにも採用されている。

DCPは、次の事項を達成するためにも構築されている。

- 関連法規制にて義務付けられている、開示統制と手続きの構築及びその年次評価の要請を満たすこと。
  - 関連法規制にて義務付けられている、ソニーの最高経営責任者（CEO）及び最高財務責任者（CFO）（以下、併せて「グループ代表」）による年次の証明書（宣誓書）・年次及び四半期ごとの確認書の提出を補佐すること。
  - 評価・証明（宣誓）義務に関連した各種法の改正につきグループ代表の理解促進の補佐をすること。
- DCPは、ソニーに関する重要な情報が、とりわけ継続開示報告書（下記2にて定義）の準備期間中に、グループ代表に対しソニー内の他の者から適切に通知されることを保証するために、下記3に記載のディスクロージャーコミッティでの検討・協議を経たうえで、グループ代表により設計・実施されている。

下記9に記載されるように、DCPは定期的に評価され、必要に応じて、グループ代表の承認の下、書面に修正される。

#### 2. DCPにてカバーされる開示の対象

DCPはソニーの全ての重要な対外開示に適用されることを念頭において設計されており、かかる重要な対外開示には、ソニーの下記のような財務的情報を含む開示も含まれる。

- 本邦金融商品取引法にて義務付けられている有価証券報告書、四半期報告書及び臨時報告書、ならびに、米国証券取引所法にて義務付けられているForm 20-FやForm 6-Kなどの年次又はその他の継続開示報告書、ならびにソニー株式会社が株式を上場している東京証券取引所やニューヨーク証券取引所にて義務付けられている決算短信などの書類（以下、これらの報告書及び書類を併せて「継続開示報告書」）。
- メディアへの自主的な情報開示、業績発表文、業績に関するガイダンス、ソニーのウェブサイトに掲載される情報、及び、アナリストや格付機関とのコミュニケーション。

#### 3. ディスクロージャーコミッティ

##### <使命及び権限>

- ディスクロージャーコミッティは、グループ代表によるDCPの設計、実施、評価及び維持を補佐する。
- ディスクロージャーコミッティは、継続開示報告書及びその他開示書面の作成過程を監視・監督する。
- ディスクロージャーコミッティは、グループ代表が、重要な会社情報に関して適切・適時な情報開示を行うための諮問機関として、これを補佐する。
- ディスクロージャーコミッティは、社外の会計監査人及び弁護士と適宜相談の上、関連法規制により要求される開示や継続開示報告書の適切な提出につき、グループ代表に対し助言・推奨する。



e. ディスクロージャーコミッティのメンバーは、ソニーの主要なビジネスユニット、子会社、社内部署の、重要な決裁を行う会議体の議題リストや議事録などの重要情報を閲覧する権限を持つ。

<コミッティのメンバー>ソニーのIR、経理、経営企画、法務、広報、財務、内部監査、人事等を所管する部門の責任者にて構成される。ディスクロージャーコミッティメンバーはグループ代表により任命される。ディスクロージャーコミッティの議長はディスクロージャーコミッティメンバー間にて決定され、グループ代表により承認される。グループ代表は必要に応じ、ディスクロージャーコミッティ会議に出席し、又はその他関連情報を受領する権限を持つ。

<ディスクロージャーコミッティ事務局>

a. ディスクロージャーコミッティ事務局及び事務局長は、ディスクロージャーコミッティに関する事務局としての実務を実行することを目的に、ディスクロージャーコミッティの議長により任命される。

b. ディスクロージャーコミッティ事務局は、「重要事項開示に関する報告要請」にもとづき報告を受領し、「個別事象の適時開示に関する手続書」に従い報告内容の重要性につきレビューを行う。レビューの結果、かかる報告内容につき開示が必要であると判断した場合、ディスクロージャーコミッティ事務局は、ディスクロージャーコミッティメンバーに当該開示内容のレビューを依頼し、対外発表・規制上要求される書類の提出(ファイリング)につきCFO(さらに適宜CEO)及びディスクロージャーコミッティメンバーに報告する。当該報告の受領記録及び当該報告事項に関する検討結果はディスクロージャーコミッティ事務局により保管されなければならない。

c. ディスクロージャーコミッティ事務局は、ソニーの主要なビジネスユニット、子会社、社内部署の、重要な決裁を行う会議体の議題リストや議事録などの重要情報を閲覧する権限を持つ。

<ディスクロージャーコミッティ事務局による精査>

ディスクロージャーコミッティ事務局は、必要に応じて、以下の精査を行う。

a. ソニー及びソニーの従業員に対して提起・開始されあるいは提起・開始が予測される訴訟その他の司法手続に関し、法務・コンプライアンス部コーポレート法務グループ(以下、「コーポレート法務グループ」)等や会計監査人・弁護士、また対象事項(労働・環境・製造物責任等)の担当部署と適宜相談・検討する。

b. 潜在的に重要な情報(「重要事項開示に関する報告要請」に従い提出される報告、主要ビジネスユニット責任者(下記4にて定義)から提供される重要決定事項に関する議題リストや議事録を含む)を継続的に収集・検討し、またグローバル経理センターから提供された情報に含まれる異常な項目を発見・指摘してディスクロージャーコミッティメンバーの議論に供する。

c. 経営企画管理部・グローバル経理センターの補佐を受けつつ、主要ビジネスユニット責任者に対し、ソニー株式会社の財務状況に重大な影響を与えるトレンド、需要状況、コミットメント、事象、不確定要因について適宜精査を行う。

d. グローバル経理センターの補佐を受けつつ、ソニー株式会社による簿外のアレンジメント(対象期間における新規アレンジメントを含む)の目的、条項、及び変更につき検討し、またその開示の適切さにつき検討する。

e. グローバル経理センターの補佐を受けつつ(なお、グローバル経理センターは税務観点から関連部署のグローバル経理センター及び会計監査人と相談するものとする)、本邦及び海外の税務当局による税務調査等に関する未解決事項を含む、ソニー株式会社の税務ポジションに影響を与える重要な事項を検討する。

f. ソニー株式会社の財務状況に重大な影響を与える競争や営業上のトレンド、事象、不確定要因に応じ、精査の目的のため、ソニー株式会社のビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署の担当者と、定期的に又は必要に応じて、ミーティングや適宜相談を行う。

g. ソニー株式会社の有価証券報告書等の年次の報告書の記載につき、情報の更新や新規の開示が必要か否かにつき検討する。

h. 疑わしい会計処理、内部経理統制又は監査に関して重大な苦情や匿名の通報(コーポレート法務グループ及び法務・コンプライアンス部コンプライアンスグループ(以下、「コンプライアンスグループ」)、グローバル経理センター及び財務部IRグループ(以下、「IRグループ」)との協議や会計監査人による指摘にもとづくものを含む)が存在したか否かを精査し、それらが存在した場合にはその現状や調査の結果を検討する。

なおコンプライアンスグループは、不正行為(fraud)に関する事項につき、以下の検討等を行う。

a. ソニーのCFO及び法務・コンプライアンス担当役員により配布されたガイダンス「不正行為に関する報告のお願い」に従い報告された不正行為を検討する。(当該不正行為に関する情報は、上記ガイダンスに従い即時にコンプライアンスグループに報告される。)

b. 「ソニーグループ不正行為防止手順書」のprotocolsに従い報告されたその他の不正行為につき検討する。

c. 財務諸表に潜在的に重大な影響を与えるか否かを判断するため、適宜、上記a.及びb.に従い報告された情報を、リスク&コントロール部及びグローバル経理センターと共有する。

d. 法律及び関連事項の報告protocolsに従い、適宜、不正行為につき監査委員会に報告する。内容が潜在的に重要な場合には、コンプライアンスグループはディスクロージャーコミッティ事務局に対し報告し、かかる事項の開示の必要性につき議論する。

#### 4. 主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署を定義する基準

ソニーの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署の経営責任者及び財務責任者もしくは同等の職位にある者(以下、併せて「主要ビジネスユニット責任者」)は、グループ代表に対し、証明書を提出し、重要事項を報告するとともに、重要会議体での議事録・議題をディスクロージャーコミッティ事務局へ提出する責任がある。主要ビジネスユニット責任者は関係者による議論を経て、ディスクロージャーコミッティ事務局により選出される。

主要ビジネスユニット責任者は、主要ビジネスユニット責任者が直接又は彼らの監督を通じて、ソニーの全ての活動を網羅的に掌握していることを保証するために、定期的に再確認される。

#### 5. Form 20-F及び有価証券報告書作成におけるDCP

a. Form 20-F及び有価証券報告書作成時には、CFOが主要ビジネスユニット責任者と連絡を取り、主要ビジネスユニット責任者に対し、開示義務に関する法令遵守の重要性を再認識させる。

b. 関連法規制の改正がある場合には、IRグループ、コーポレート法務グループ及びグローバル経理センターがかかる改正を正確に把握・分析し、それらのうち重要なものをグループ代表とディスクロージャーコミッティに報告した上で、改正後の開示義務を遵守するために必要な方策を講じる。また、かかる改正に対応するため、必要に応じてDCPを継続的に見直す。

c. 日本、米国、その他ソニー株式会社の株式が上場されている他の地域における、報告義務や開示義務に影響を与えるような会計原則の修正がある場合には、グローバル経理センターは、かかる修正を正確に把握・分析し、それらのうち重要なものをグループ代表及びディスクロージャーコミッティに報告した上で、改正後の関連する法令を遵守するために必要な方策を講じる。また、かかる修正に対応するため、必要に応じてDCPを継続的に見直す。

d. ディスクロージャーコミッティ事務局は、主要ビジネスユニット責任者から、重要事項の報告、重要な決裁を行う会議体での議題リストや議事録などの潜在的な重要情報を継続的に収集し、精査する。

e. コーポレート法務グループは、ディスクロージャーコミッティ事務局が、主要ビジネスユニット責任者から集めた重要事項の報告、重要な決裁を行う会議体での議題リストや議事録などを活用し、重要な訴訟・法的問題・重要な契約も含めた上記情報の重要性を判断することにつき、ディスクロージャーコミッティ事務局を継続的に補佐する。

f. Form 20-Fの作成に関しては、IRグループが取りまとめとなり、グローバル経理センター及びコーポレート法務グループなどの関係部署から必要な情報を収集し、これらの開示書類を作成する。有価証券報告書の作成に関しては、グローバル経理センターが取りまとめとなり、IRグループ及び法務グループなどから必要な情報を収集し、これらの開示書類を作成する。

- g. グローバル経理センターが、連結業績に関する経理報告をグループ代表に提出する。
  - h. 各ビジネスセグメントの代表者が、該当セグメントの経理実績及び業績見通しをCFOに対して提供する。
  - i. CFO、IRグループ、経営企画管理部、グローバル経理センター、財務部財務企画グループ(以下、「財務企画グループ」)、広報・CSR部コーポレート広報グループ(以下、「コーポレート広報グループ」)、コーポレート法務グループなどを各部署の責任者が参加する会議の場で、連結業績見通しなどについて議論を行う。
  - j. ディスクロージャーコミッティ事務局は、ディスクロージャーコミッティにおいて議論・検討されるべき事項を明確にするため、主要ビジネスユニット責任者から収集した情報の中における潜在的な重要事象及び異常な項目につき、一年を通じて継続的に検討する。
  - また、ディスクロージャーコミッティ事務局は、報告を受けたものの、決算短信、Form 20-F又は有価証券報告書のいずれかにおいて開示されなかった事項についてのリストを作成する。さらに、ディスクロージャーコミッティ事務局は、会計年度の終了後も引き続き報告事項・後発事象に基づきリストを更新し、Form 20-F又は有価証券報告書で開示されるべき事項の有無について確認するために、かかるリストをディスクロージャーコミッティに提示する。
  - k. 主要ビジネスユニット責任者は、グループ代表に対し、当該主要ビジネスユニット責任者がディスクロージャーコミッティに提出した全ての財務及びその他定性的な情報が、重要な点において正確かつ網羅的であること等に関する証明書を提出する。
  - l. ディスクロージャーコミッティメンバーは、コミッティが重要であると思う事象、すなわちForm 20-F及び有価証券報告書にて開示すべきである事象を決定し、Form 20-F及び有価証券報告書の原稿をレビューし、必要に応じてかかる原稿を修正する。また、ディスクロージャーコミッティメンバーは、グループ代表に対し、Form 20-F及び有価証券報告書に記載される全ての財務及びその他定性的な情報が、重要な点において正確かつ網羅的であることの証明書を提出する。
  - m. IRグループはForm 20-Fの原稿を、また、グループ経理センターは有価証券報告書の原稿を、それぞれグループ代表(及び有価証券報告書の確認書につきグループ代表以外の代表執行役が署名する場合はその代表執行役)に対し提出し、会計処理や開示に関する重要事項に関してグループ代表(及び当該代表執行役)と議論をし、内容に関する質疑を受ける。かかる過程を経た上で、グループ代表は、最終的には彼らの判断で、何が重要性のある事項であるか、すなわち何がForm 20-F及び有価証券報告書にて開示されるべき事項であるかということについて決定を下す。グループ代表は、すべての点においてForm 20-F及び有価証券報告書が本邦金融商品取引法及び米国証券取引所法で要請されている事項を完全に遵守していることの確認を得るとともに、主要ビジネスユニット責任者からの証明書は全て回収済みであって、かかるプロセスにおいて明らかになった問題点は解決済みであることの確認を得る。
  - n. 上記の全体的な過程を経た上で、グループ代表がForm 20-F及び有価証券報告書の内容をレビューし、承認する。
  - o. 監査委員会は、Form 20-F及び有価証券報告書の内容をレビューする。
  - p. 取締役会は、Form 20-F及び有価証券報告書の内容をレビューする。
  - q. Form 20-Fについては、CFOが署名をし、CEO及びCFOが関連法規制で義務付けられている証明書(宣誓書)に署名をする。
  - r. CFO(及びCFOが代表執行役でない場合には有価証券報告書の内容をレビューした代表執行役)は、本邦金融商品取引法上、提出が義務付けられている確認書に署名する。
- これら書類の作成にあたっては、会計監査人の監査又はレビュー、及び社外の弁護士によるレビューも併せて受ける。

#### 6. 四半期報告書作成におけるDCP

- a. 関連法規制の改正がある場合には、IRグループ、コーポレート法務グループ及びグループ経理センターがかかる改正を正確に把握・分析し、それらのうち重要なものをグループ代表とディスクロージャーコミッティに報告をした上で、改正後の開示義務を遵守するために必要な方策を講じる。また、かかる改正に対応するため、必要に応じてDCPを継続的に見直す。
  - b. 日本、米国、その他ソニー株式会社の株式が取引されている他の地域における、報告義務や開示義務に影響を与えるような会計原則の改正がある場合には、グループ経理センターは、かかる改正を正確に把握・分析し、それらのうち重要なものをグループ代表及びディスクロージャーコミッティに報告をした上で、改正後の関連する法令を遵守するために必要な方策を講じる。また、かかる改正に対応するため、必要に応じてDCPを継続的に見直す。
  - c. グループ経理センターが連結業績に関する経理報告をグループ代表に提出する。
  - d. グループ経理センターはIRグループ及びコーポレート法務グループなどの関係部署の協力の下、四半期報告書の原稿も作成する。
  - e. グループ経理センターは、グループ代表(及び四半期報告書の確認書につきグループ代表以外の代表執行役が署名する場合はその代表執行役)に対し四半期報告書の原稿を提出し、会計処理や開示に関する重要事項に関してグループ代表(及び当該代表執行役)と議論をし、内容に関する質疑を受ける。かかる過程を経た上で、グループ代表は、最終的には彼らの判断で、何が重要性のある事項であるか、すなわち何が四半期報告書にて開示されるべき事項であるかということについて決定を下す。グループ代表は、すべての点において四半期報告書が本邦金融商品取引法で要請されている事項を完全に遵守していることの確認を得る。
  - f. 上記の全体的な過程を経た上で、グループ代表が四半期報告書の内容をレビューし、承認する。CFO(及びCFOが代表執行役でない場合には四半期報告書の内容をレビューした代表執行役)は、本邦金融商品取引法上、提出が義務付けられている確認書に署名する。
  - g. 監査委員会は四半期報告書の内容をレビューする。CFOは、四半期報告書の内容を取締役に報告を行う。
- これら書類の作成にあたっては、会計監査人のレビュー、及び社外の弁護士によるレビューも併せて受ける。

#### 7. 決算短信作成におけるDCP

- a. 関連法規制の改正がある場合には、IRグループ、コーポレート法務グループ及びグループ経理センターがかかる改正を正確に把握・分析し、それらのうち重要なものをグループ代表とディスクロージャーコミッティに報告をした上で、改正後の開示義務を遵守するために必要な方策を講じる。また、かかる改正に対応するため、必要に応じてDCPを継続的に見直す。
- b. 日本、米国、その他ソニー株式会社の株式が取引されている他の地域における、報告義務や開示義務に影響を与えるような会計原則の改正がある場合には、グローバル経理センターは、かかる改正を正確に把握・分析し、それらのうち重要なものをグループ代表及びディスクロージャーコミッティに報告をした上で、改正後の関連する法令を遵守するために必要な方策を講じる。また、かかる改正に対応するため、必要に応じてDCPを継続的に見直す。
- c. ディスクロージャーコミッティ事務局は、各四半期の全期間を通じて、主要ビジネスユニット責任者から、重要な決裁を行う会議体での議題リストや議事録などの潜在的な重要情報を収集し、精査する。
- d. コーポレート法務グループは、ディスクロージャーコミッティ事務局が、主要ビジネスユニット責任者から集めた重要な決裁を行う会議体での議題リストや議事録などを活用し、重要な訴訟・法的問題・重要な契約も含めた上記情報の重要性を判断することにつき、ディスクロージャーコミッティ事務局を補佐する。
- e. IRグループが取りまとめとなり、グローバル経理センター及びコーポレート法務グループなどの関係部署から必要な情報を収集し、これらの開示書類の原稿を作成する。
- f. 各ビジネスセグメントの代表者が、該当セグメントの経理実績及び業績見通しをCFOに対して提供する。
- g. グローバル経理センターが、連結業績に関する経理報告をグループ代表に提出する。
- h. CFO、IRグループ、経営企画管理部、グローバル経理センター、財務企画グループ、コーポレート広報グループ、コーポレート法務グループなどを各部署の責任者が参加する会議の場で、連結業績見通しを含む主要なビジネスユニット、子会社、社内部署から収集された情報などについて議論を行う。
- i. ディスクロージャーコミッティ事務局は、ディスクロージャーコミッティにおいて議論・検討されるべき事項を明確にするため、主要ビジネスユニット

責任者又はグローバル経理センターから収集した情報の中における潜在的な重要事象及び異常な項目につき、継続的に検討する。

- j. ディスクロージャーコミッティメンバーは、彼らが重要であると思う事象、すなわち決算短信にて開示すべきである事象を決定し、決算短信の原稿をレビューし、必要に応じてかかる原稿を修正する。
  - k. IRグループは、グループ代表に対し決算短信の原稿を提出し、会計処理や開示に関する重要事項に関してグループ代表と議論をし、内容に関する質疑を受ける。かかる過程を経た上で、グループ代表は、最終的には彼らの判断で、何が重要性のある事項であるか、すなわち何が決算短信にて開示されるべき事項であるかということについて決定を下す。
  - l. 上記の手続の全てを経た上で、グループ代表が決算短信の内容をレビューし、承認する。
  - m. 監査委員会は、決算短信の内容をレビューする。
  - n. 取締役会は、決算短信の内容をレビューする。
- 決算短信の作成にあたっては、会計監査人のレビュー、及び社外の弁護士によるレビューも併せて受ける。

#### 8. その他の適時開示にかかるリリース又は臨時報告書作成におけるDCP

- a. ディスクロージャーコミッティ事務局及びコーポレート法務グループは、主要ビジネスユニット責任者から、重要事項の報告、重要な決裁を行う会議体での議題リストや議事録などの、潜在的な重要情報を収集し、常時全ての重要な情報を収集し、精査する。(ディスクロージャーコミッティ事務局は、開示が不要と判断された事項についてのリストを作成し、次四半期に開催されるディスクロージャーコミッティに対して提出した上で説明を行う。)
- b. さらに検討を行う必要がある場合、ディスクロージャーコミッティ事務局はCFO、法務及びIRの担当執行役員に対して、検討の対象となる事項につき開示すべきかの判断について必要な情報を提供する。
- c. 適時開示を行うことが適切であると判断された事項につき、コーポレート広報グループ及びIRグループはリリース原稿を作成し、ディスクロージャーコミッティ事務局は、「個別事象の適時開示に関する手続書」に基づいてそのリリース原稿を完成させる。
- d. ディスクロージャーコミッティは、当該リリース原稿をレビューする。

リリース・臨時報告書の作成にあたっては、適宜、会計監査人のレビュー、及び／又は社外の弁護士によるレビューも併せて受ける。

ディスクロージャーコミッティメンバーは、ソニー株式会社の財務状況に重大な影響を与える競争や営業上のトレンド、事象、不確定要因に応じ、精査の目的のため、ソニー株式会社のビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署の担当者と、定期的には又は必要に応じて、ミーティングや適宜相談を行う。

#### 9. DCPの評価

グループ代表に代わり、ディスクロージャーコミッティ事務局は、コーポレート法務グループ、経営企画管理部、グローバル経理センター及びリスク&コントロール部と協議の上、ソニー株式会社の会計年度末におけるDCPの評価を行う。ディスクロージャーコミッティ事務局は、上記評価結果をCEO、CFO及び監査委員会に対し報告する。

#### 10. 適時開示に関する懸念事項に関する情報伝達

CEO、CFO及び各ディスクロージャーコミッティメンバーは、ソニー株式会社の開示情報が重要な点において不適切又は不正確となるような、それぞれが了知した開示上の懸念や問題点につき、その責任担当分野に関わらず、ディスクロージャーコミッティに対し伝達しその注意を喚起する責任を負う。

<別添1>

(以下は、ご参考までに、「ソニーグループ行動規範」の企業情報開示に関する部分を適宜抜粋したものです。)

#### ソニーグループ行動規範(抜粋)

##### 3.5 企業情報開示

ソニーグループ各社の最終的な親会社であるソニー株式会社は、公開会社であり、その株式は、日本、米国、その他幾つかの国の証券取引所に上場されています。従って、ソニーグループは、これらの国の証券関連諸法・規則に従い、様々な情報を公開する義務を有しています。ソニーグループは情報開示に関する全ての法令・規則を遵守していきます。ソニーグループは、適時に、適法な、また十分な内容の、公正で、正確な、そして理解しやすい情報開示を行うため、「情報開示に関する統制と手続き」を実施しています。東京証券取引所、米国証券取引委員会、その他の管轄機関への提出や届出、あるいはソニーグループとして行うその他の情報公開に携わるソニー役員・社員は、かかる情報開示を、十分な内容で、公正、正確、適時かつ理解しやすく、また「情報開示に関する統制と手続き」に準拠したものにする必要があります。かかる情報開示の過程において情報を提供するソニー役員・社員も自己の提供する情報について同様の責任があります。

■ 参考資料: 模式図

